

住宅扶助等代理納付事務処理要領

（趣旨）

第1条 この要領は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第37条の2の規定による措置（以下「代理納付」という。）のうち、住宅扶助のための保護金品及び生活扶助を行う場合の保護金品のうち共益費（以下「住宅扶助等」という。）の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象世帯）

第2条 代理納付の対象は、住宅扶助等を受給する世帯のうち、次の各号に該当する世帯を対象とする。ただし、口座振替により住宅扶助の目的が達せられる場合や住宅扶助費が満額支給されない場合、土地・住宅の貸主又は貸主から委託を受ける等により正当な権限をもって住宅扶助等を徴収する事業者（以下「賃貸人等」という。）が希望しない場合等により代理納付とすべきでない世帯はこの限りでない。

- （1）家賃等を滞納している世帯
- （2）公営住宅に入居している世帯
- （3）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第10条第5項に規定する登録住宅に入居している世帯
- （4）各区保健福祉センター社会援護課長（中央区及び若葉区においては社会援護第一課長及び社会援護第二課長。以下「社会援護課長」という。）において、代理納付が必要と認めた世帯

（納付先等）

第3条 代理納付の納付先は、賃貸人等が指定する金融機関口座とする。

2 代理納付による支払方法は、口座振替とする。

（代理納付の手続）

第4条 社会援護課長は、代理納付を行おうとするときは、第2条に規定する対象世帯の世帯主に対し、代理納付を行う必要があることを説明し、理解を得るよう努めるものとする。

2 社会援護課長は、個人情報保護法第62条に規定する利用目的の明示をす

るため、対象世帯の世帯主に対し、賃貸人等に代理納付の開始、継続、中止に必要な照会を行うこと及び生活保護の受給、停止、廃止の状況、氏名及び住所の情報を提供することについて説明するものとする。

- 3 社会援護課長は、対象世帯の代理納付についての同意が必要との条件が賃貸人等から提示された時は、対象世帯の世帯主から同意書（様式第1号）を徴取するものとする。
- 4 社会援護課長は、代理納付を行おうとするときは、賃貸人等に対し、様式第2号により振込先等の確認を行うものとする。ただし、賃貸人等で、振込先等が明らかな場合においては、この限りでない。
- 5 社会援護課長は、賃貸人等に対し、様式第2号の2の「1 代理納付に係る留意事項」に記載の内容について説明した上で、同様式を徴取するものとする。

（代理納付の決定）

- 第5条 社会援護課長は、前条に規定する手続が終了したときは、内容を審査の上、代理納付の可否を決定し、対象世帯に対しては保護変更決定通知書（千葉市生活保護法施行細則第26号様式の3）により、賃貸人等に対しては様式第3号及び様式第3号の2により、これを通知するものとする。
- 2 前項の通知は、前条に規定する手続が終了した日から30日以内に行うものとする。

（代理納付の変更及び中止）

- 第6条 社会援護課長は、賃貸人等から様式第4号の提出を受けたときは、速やかに代理納付の変更の可否を決定し、対象世帯に対しては保護変更決定通知書により、賃貸人等に対しては様式第5号及び様式第5号の2により、これを通知するものとする。
- 2 社会援護課長は、対象世帯の転居、収入認定額の増加等により代理納付の中止を決定したときは、速やかに、保護停止となった対象世帯に対しては保護停止決定通知書（千葉市生活保護法施行細則第27号様式）、保護廃止となった対象世帯に対しては保護廃止決定通知書（千葉市生活保護法施行細則第27号様式の2）、その他保護変更となった対象世帯に対しては保護変更決定通知書により、賃貸人等に対しては代理納付した住宅扶助費等の返還を求めない場合は様式第6号及び様式第6号の2により、代理納付した住宅扶助費等の返還を求める場合は様式第6号の3及び様式第6号の4により、これを

通知するものとする。

（一時扶助の代理納付）

第7条 住宅扶助のための保護金品に係る代理納付は、一時扶助の支給においても行うことができる。

- 2 社会援護課長は、代理納付を行おうとするときは、第4条に規定により代理納付の手続きを行うものとする。ただし、同条第4項に規定する振込先の確認が必要なため、生活保護申請に係る法定処理期間に支給決定ができない場合は、この限りではない。
- 3 社会援護課長は、前項の場合においては、一時扶助の申請があった日から14日以内に、対象世帯に対しては一時扶助決定通知書により、賃貸人等に対しては様式第7号により、これを通知するものとする。

（過払い金の返還）

第8条 社会援護課長は、生活保護の停止・廃止・変更等により、既に代理納付を行った住宅扶助等の全部又は一部が過払いになった場合には、次の各号により、被保護者等に対して納付書等を送付し、返還を求めるものとする。

ただし、過払い金の返還を求める者について、個々の事情により判然としない場合は、必要に応じ法律相談を行うものとする。

- （1）賃貸借契約に基づく賃料債権があり、保護廃止等の事由が死亡で相続人があるときは、死亡した被保護者の相続人
- （2）賃貸借契約に基づく賃料債権があり、（1）以外の場合であるときは、被保護者又は被保護者であった者
- （3）賃貸借契約に基づく賃料債権がないときは、賃貸人

（住宅確保要配慮者に対する措置等）

第9条 社会援護課長は、住宅セーフティネット法第21条第1項の通知を受けたときは、同条第2項の措置を講ずるものとする。

- 2 社会援護課長は、前項の措置の結果を、住宅セーフティネット法第21条第1項の通知を行った者に対し、様式第8号により通知するものとする。ただし、代理納付を実施する必要があると判断した場合であっても、個人情報保護の観点から情報を提供することが適当でないと判断したときは、対象となる被保護者が存在しない又は個人情報保護のため対象となる被保護者の存在の有無を明らかにできない旨の通知をするものとする。

- 3 第1項の措置の結果、代理納付を実施する必要があると判断したとき（前項ただし書きの場合を除く。）は、代理納付の手続について、第4条の規定を適用し、代理納付の決定について、第5条の規定を準用する。この場合において、同条中「賃貸人等に対しては様式第3号及び様式第3号の2」とあるのは「賃貸人等に対しては様式第3号、様式第3号の2及び様式第8号」と読み替えるものとする。

（委任）

- 第10条 この要領に定めるもののほか、住宅扶助等の代理納付に関し必要な事項は、保護課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年8月7日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。